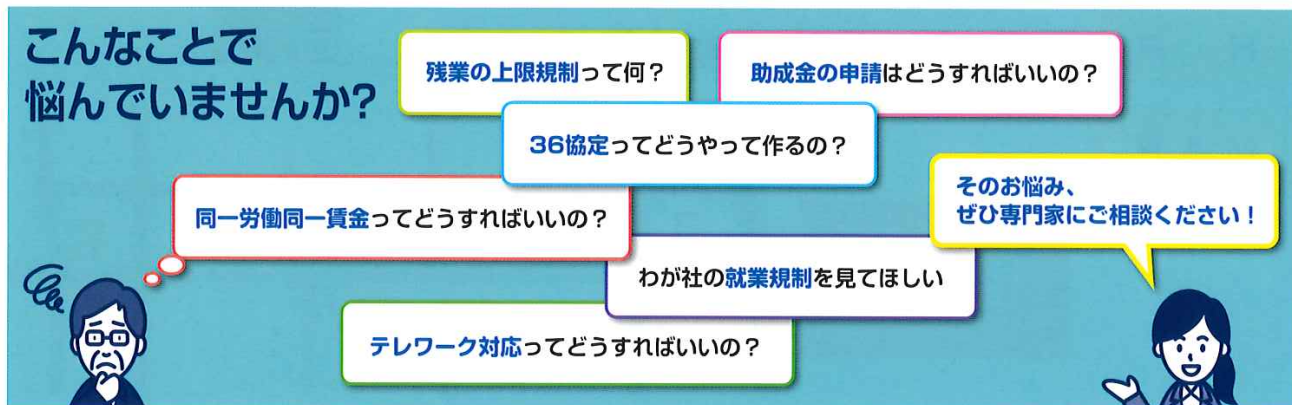


佐賀働き方改革推進支援センターのご案内

佐賀働き方改革推進支援センターでは、労務管理の専門家である社労士が働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。

こんなことで悩んでいませんか？

- 残業の上限規制って何？
- 助成金の申請はどうすればいいの？
- 36協定ってどうやって作るの？
- 同一労働同一賃金ってどうすればいいの？
- そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！
- わが社の就業規制を見てほしい
- テレワーク対応ってどうすればいいの？



「働き方改革推進支援センター」で、無料で訪問支援が受けられます！

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。

全国47都道府県に設置されている**「働き方改革推進支援センター」**では、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援を行っています。**

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等の専門家**が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。

「働き方改革推進支援センター」の支援内容



来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。

電話・メールでの相談も受け付けています。

(受付時間：平日午前9時～午後5時まで)



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。



企業への専門家派遣(訪問相談サービス)

専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、最大6回まで無料で相談をお受けします。



申込みは裏面から！

佐賀働き方改革推進支援センター ☎0120-610-464



佐賀働き方改革推進支援センター

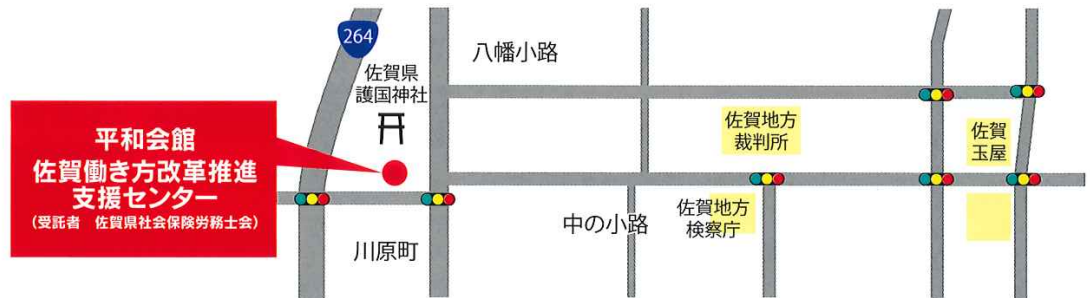
所在地 佐賀県佐賀市川原町8-27

連絡先 ☎0120-610-464(無料)
✉s-kaikaku@saga-hatarakikata.com

相談日時 平日 午前9時～午後5時まで

H P <http://saga-hatarakikata.com/>

M A P



相談は無料です。1回2時間を標準として、**最大6回まで支援**します。

佐賀働き方改革推進支援センター 訪問支援 FAX申込書

FAX番号 0952-60-2856

(お申込み後、1週間以内にお電話でご連絡いたします)

貴社名		TEL	
お名前		FAX	
所在地		Mail	

【ご訪問希望日時】

- 第1希望： 月 日 (曜日) 午前・午後 オンライン相談希望
 第2希望： 月 日 (曜日) 午前・午後
 第3希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

【ご相談内容】

- 働き方改革関連法の説明 労働時間関係 年次有給休暇
 同一労働同一賃金 人手不足関係 テレワーク関係
 その他

(具体的な相談内容を御記載ください)



※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。